

令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきましては、この手引きを参考に必要事項をご記入の上、申告書を提出してください。

- 申告書は、スマートフォンやパソコンを利用した「**個人住民税電子申告システム(令和8年度分より開始)**」または「**宇都宮市電子申請共通システム**」からの提出にご協力ください。
(詳しくは市ホームページをご覧ください。)
- 申告書は、**郵送**で提出することもできます。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、宇都宮市に住んでいた方で、令和7年中に次のいずれかに該当する方

- 1 営業等、農業、不動産、雑、一時所得等の所得があった方
- 2 給与所得があった方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①勤務先から宇都宮市へ「給与支払報告書」が提出されない方
 - ②給与所得以外に所得(営業、農業、不動産所得等)があった方
 - ③令和7年中に会社を退職された方
- 3 公的年金所得があった方のうち、次の①または②に該当する方
 - ①公的年金所得以外に所得(営業、農業、不動産所得等)があった方
 - ②医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の各種控除を受けようとする方

※公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要とされていますが、上記②の控除を受けようとする方は、市民税・県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です。)
- 4 令和7年中に所得がなかった方《非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付)のみの方も含む》

※市民税・県民税の申告は国民健康保険税をはじめ各種手当等の算定・軽減・判定のための基礎資料となりますので、所得がない方も市民税・県民税の申告をしてください。

※所得や市民税・県民税の税額などで判定される主な事例※
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料の軽減措置、児童手当、児童扶養手当、保育費扶養者負担金(保育料)の算定、市営(県営)住宅の家賃算定、各種福祉関係の支給や判定など

申告しなくてもよい方

- 1 所得税の確定申告をされた方
- 2 給与所得のみで、年末調整した給与支払報告書が宇都宮市に提出され、その他に所得や控除がない方
- 3 公的年金収入のみで所得控除等の追加申告の必要のない方

申告に必要な書類 (領収書・証明書等は、必ず原本を添付または提示してください。)

- 1 市民税・県民税申告書
- 2 給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票、公的年金以外の個人年金等は生命保険会社等が発行する証明書
- 3 事業所得(営業、農業)や不動産所得がある方は収支内訳書(収入及び必要経費を計算した書類)
- 4 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払金額のわかる書類
- 5 生命保険料(一般生命、個人年金、介護医療)、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- 6 雑損控除、寄附金控除等の控除を受ける方は支払金額のわかる領収書、医療費控除を受ける方は明細書
※医療費控除を受けられる方は、【医療費控除の明細書】を記入して、必ず添付してください。
- 7 本人確認書類(郵送の場合は、必ずコピーを添付してください。マイナンバーカードは、カードの表面と裏面をコピーしてください。)
 - (1) 【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方】⇒マイナンバーカードを持参してください。
 - (2) 【マイナンバーカードをお持ちでない方】⇒以下の①・②それぞれの書類を持参してください。
 - ① 「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか
 - ② 「運転免許証」、「障害者手帳」、「公的医療保険の被保険者証」、「年金手帳」、「介護保険被保険者証」、写真付きの「学生証」・「社員証」などのいずれか1つ
 - (3) 【代理人が申告する場合】⇒以下の3点を持参してください。
 - ① 法定代理人の場合「戸籍謄(抄)本」等、その他代理人の場合「委任状」
 - ② 代理人の身元確認書類((2)の②と同様です。)
 - ③ 申告者の「マイナンバーカード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか

※「通知カード」は、カードに記載された氏名、住所等が住民票と一致している場合に限り、番号確認書類として使用できます。

〒320-8540

申告のお問い合わせ・提出先

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 理財部 市民税課

ホームページ <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>

暮らし・手続き ⇨ 税金

電話 (028) 632-2221・2214・2217・2233

この手引きは令和7年12月現在の地方税法等に基づいて作成したものです。その後、税制改正などがあった場合は内容が変わることがあります。

3・4 所得から差し引かれる金額の要件 (13～28)

令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族に、次に該当する支払い等があれば控除を受けられます。

⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料及び後期高齢者医療制度の保険料(配偶者・その他の親族の年金からの特別徴収分を除く)などで、あなたが支払った額の全額。 (注)領収書又は控除証明書が必要です。	
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定された個人年金型の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の全額。 (注)領収書又は控除証明書が必要です。	
⑮生命保険料控除	一般の生命保険料	受取人があなたか、配偶者、その他の親族となっている生命保険契約等に基づいて、昨年中にあなたが支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を記入してください。 (注)控除証明書が必要です。
	個人年金の保険料	
	介護医療保険料	
⑯地震保険料控除	地震保険料	地震保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。 (注)控除証明書が必要です。
	旧長期損害保険料	経過措置適用長期損害保険料(保険期間が10年以上でかつ満期返戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。地震保険料控除額と旧長期損害保険料の控除額両方ある場合は控除上限は2万5千円です。 (注)控除証明書が必要です。
⑰寡婦控除	配偶者と離婚または死別(生死不明も含む)し再婚していない場合や未婚のひとり親の場合、下記の条件によって控除を受けられます。 ※子とは他の人の扶養になっていない、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子 ※住民票の続柄に「夫(未婚)」、「妻(未婚)」と記載がある方は対象外です。	
⑱ひとり親控除	寡婦控除	離別＝子以外の扶養親族がいて、合計所得金額が500万円以下 死別＝子も含め扶養親族がいない女性で、合計所得金額が500万円以下
	ひとり親控除	離別＝子がいて、合計所得金額が500万円以下 死別＝子がいて、合計所得金額が500万円以下 未婚のひとり親＝子がいて、合計所得金額が500万円以下
⑲勤労学生控除	あなたが、昨年12月31日現在、税法に規定された勤労学生であり、合計所得金額が85万円以下(うち自己の勤労によらない所得は10万円以下)であれば受けられます。	
⑳障害者控除	あなたや同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、扶養親族が該当する場合。 (注)各種手帳(郵送の場合はコピー)又は「障がい者控除対象者認定書」が必要です。 障害者………下記以外の等級の手帳所持者など 特別障害者………身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健手帳1級所持者など 同居特別障害者…特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている方	
㉑配偶者控除	(㉑㉒共通)給与・公的年金収入がある配偶者は、合計所得金額を記入してください。(4ページ参照) その他の収入がある配偶者は、(収入金額－必要経費)の額を合計所得金額欄に記入してください。	
	昨年12月31日現在(昨年中の死亡者を含む)、あなたと生計を一にする配偶者で、昨年中の合計所得金額が58万円(給与収入のみの場合で123万円)以下の場合に受けられます。 配偶者が70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の場合は老人配偶者になります。 ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限りです。	
㉒配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が580,001円～1,330,000円の場合に受けることができます。(配偶者控除と同時に受けることはできません。) ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限りです。	
㉓扶養控除	昨年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族で、昨年中の合計所得金額が58万円(給与収入のみの場合で123万円)以下の場合に受けられます。	
	特定扶養	年齢が19歳から22歳までの扶養親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ)
	老人扶養	年齢が70歳以上の扶養親族(昭和31年1月1日以前生まれ)
	同居老親等	上記老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合
㉔特定親族特別控除	一般扶養	上記以外の控除対象扶養親族(16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)は除く)
	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者等を除く。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に受けられます。	
㉕基礎控除	あなたの合計所得金額が以下の場合に受けられます。	
	・合計所得金額が2,400万円以下	
	・合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	
	・合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	
㉖雑損控除	・合計所得金額が2,500万円超	
	あなたや昨年中の総所得金額等が58万円以下の配偶者やその他の親族で、生計を一にする方が受けた災害や盗難などで損害(補てん金を差し引く)があれば受けられます。	
㉗医療費控除	医療費の負担額(支払い額－補てん金)より10万円(総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を引き、その残った金額から限度額200万円までが控除額となります。 (注)医療費の明細書が必要です。 なお領収書は整理して、必ず支払った合計金額も計算しておいてください。	
	特例	セルフメディケーション税制による医療費控除(健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている必要があります。)(は、特定一般用医薬品等購入費の合計額(支払い額－補てん金)から1万2千円を差し引いた金額から限度額8万8千円までが控除額となります。また、医療費控除の特例の適用を受ける場合は、「医療費控除」欄の区分の□に「1」と記入してください。 (注)通常の医療費控除と併せて控除を受けることはできません。

記載例

令和 8 年度分 市民税・県民税 申告書

(あて先) 宇都宮市長	現住所	旭1丁目1番5号					種は業 業は業	会社員	
	令和8年1月1日の住所	宇都宮市 同上					電話番号	028-6XX-XXXX	
	フリガナ	ウツノミヤ タロウ					生年日	大平・令 34・4・11	
	氏名	宇都宮 太郎					世帯主との続柄	本人	
	個人番号	123456789012	世帯主との氏名	宇都宮 太郎	世帯主との続柄	本人			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

[illegible]

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税
申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

1	収入金額等	事業	営業等	ア	
			農業	イ	
		不動産	ウ		91,000
		利子	エ		
		配当	オ		
	雑収入	給与	カ	007	500,000
		公的年金等	キ	010	3,120,560
		業務	ク		
		その他	ケ		
		総合譲渡	コ	045	
2	所得金額	事業	営業等	①	030
			農業	②	031
		不動産	③	033	55,500
		利子	④	034	
		配当	⑤	035	
雑所得	給与	⑥		0	
	公的年金等	⑦		2,020,560	
	業務	⑧	234		
	その他	⑨	042		
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	043	2,020,560	
4	所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時	⑪		
		合計	⑫	051	2,076,060
		社会保険料控除	⑬		301,290
		小規模企業共済等掛金控除	⑭	112	
		生命保険料控除	⑮		53,000
		地震保険料控除	⑯		8,000
		寡婦・ひとり親控除	⑰		
		勤労学生・障害者控除	⑱		260,000
		配偶者(特別)控除	⑲		330,000
		扶養控除	㉓		780,000
		特定親族特別控除	㉔		
		基礎控除	㉕		430,000
		㉓から㉕までの計	㉖		2,162,290
		雑損控除	㉗	109	
		医療費控除	㉘	110 226	15,000
合計		合計	㉙		2,177,290

給与・公的年金等に係る所得以外
(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ ¹ 給与から差引き(特別徴収)

☒ ² 自分で納付(普通徴収)

表面

マイナンバー（個人番号）の記入をお忘れなく！！

控除額の算出方法は申告書の手引を参考にしてください。
令和7年中の状況についてご記入ください。

住所・氏名
作成税理士

所得のなかった方は、裏面の16に記入のうえ、提出してください。

裏面

◎所得のなかった方は、裏面の「16 令和7年中に所得のなかった方の記入欄」の欄に必ず記入してください。

16 令和7年中に所得のなかった方の記入欄

※ 該当する番号を○で囲んで記入してください。

- ① 次の人の扶養又は援助を受けていた。〔市外(または国外)居住者の配偶者・扶養者〕は「17へ」
- | 住所 | 宇都宮市〇〇町1234 | |
|----|---------------------------------|----------------|
| 氏名 | 市税 一郎 生年月日 大 平 29・12・5 あなたの続柄 父 | |
| 2 | 障害年金を受けていた。 | 年間受給金額 円 |
| 3 | 遺族年金を受けていた。 | 年間受給金額 円 |
| 4 | 雇用保険・労災保険等を受けていた。 | 受給期間 年 月から 年 月 |
| 5 | () 手当等を受けていた。 | |
| 6 | 貯蓄により生計を立てていた。 | |
| 7 | 学生であった。 | 学校名 学年 |

▼17 家屋敷課税 ☐ (該当する場合は、Vチェック)

*** 所得のなかった場合の申告書の書き方**

- ①表面の上段の住所、氏名欄に、住所、氏名、生年月日、世帯主、職業、電話番号等を記入してください。
- ②「2 所得金額」の欄の「合計⑫」の欄に0を記入したあと、裏面の「16 令和7年中に所得のなかった方の記入欄」中、該当する所に記入してください。
- ③寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除等を申告する時は、手引きの2ページを参考に記入してください。

1 収入金額等 (ア～シ)

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入金額)

事業	ア 営業等	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、建設業 生命保険外交員、ホステスなどの事業から生ずる収入	ア～ウの所得金額①～③ の算出は収支内訳書を使用し、申告の際に添付してください。
	イ 農業	米、野菜、花、果樹などの生産や栽培などから生ずる収入	
ウ 不動産		家賃、地代、権利金などの不動産から生ずる収入	
エ 利子		海外の金融機関等に預けた預金利子など	
オ 配当		株式や出資金に対する利益の配当などの収入 上場株式等の配当で源泉徴収口座を選択した場合は申告は不要ですが、非上場株式等の配当は申告の対象です。	
カ 給与		給料、賃金、賞与の収入（源泉徴収票の「支払金額」の欄が収入です） 日給、時間給等の方で源泉徴収票をお持ちでない場合は事業主からの給与支払額の証明書を添付、または申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に支給額・会社名を記入してください。	
雑	キ 公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの収入 ただし、遺族年金、障害年金は非課税のため、申告書裏面の「16 令和7年中に所得のなかった方の記入欄」に年間の受給額を記入してください。	
	ク 業務	講演料、原稿料などの副業による収入 ※ア・イなどの事業収入や、キ・ケなどに該当しない収入	
	ケ その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金の収入や、暗号資産（仮想通貨など）取引による収入	
コサ	総合譲渡 (短期・長期)	土地建物等以外の資産（ゴルフ会員権、金地金、車輛、機械器具など）の譲渡による収入	
シ	一時	生命保険や損害保険などの満期返戻金、懸賞金などの一時的な収入 (注)各収入項目の合計欄ではありません。	

2 所得金額 (①～⑫)

(収入金額－必要経費＝所得金額)

⑥ 給与所得の計算

「1 収入金額等」の給与収入の合計金額を、下記にあてはめて計算してください。

給与等の収入金額の合計額	A	円
--------------	---	---

⑤ 配当所得の計算

収入金額	必要経費	所得金額(収入－必要経費)
オ	円	円 ⑤

A 収入金額	B 給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	A－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	A÷4=C(千円未満端数切捨て) C×2.8－8万円
3,600,000円～6,599,999円	⇒ ,000円=C C×3.2－44万円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	A－1,950,000円

※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「B」の金額を下表にあてはめて計算してください。
(所得金額調整控除については、詳しくは8ページをご覧ください。)

D	A(最高1,000万円) －850万円×0.1	(最高15万円)	円	E	B－D	円
---	----------------------------	----------	---	---	-----	---

申告書の「2 所得金額」の⑥に「B」または「E」の金額を転記してください。(★)

⑦ 公的年金等の計算

公的年金等の収入金額の合計額	A	円
----------------	---	---

「1 収入金額等」の公的年金等の収入の合計額を右の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等の所得金額を「2 所得金額」の⑦に記入してください。

※ 公的年金等以外に⑧や⑨の雑収入がある場合はそれぞれの所得を計算し、合算した金額を「2 所得金額」⑧、⑨に記入してください。

⑧ 業務雑の計算（講演料、原稿料等）

業務の収入金額	ク	円
収入金額	必要経費	所得金額(収入－必要経費)
ク	円	円 ⑧

⑨ その他雑の計算（個人年金、暗号資産等）

その他雑の収入金額	ケ	円
収入金額	必要経費	所得金額(収入－必要経費)
ケ	円	円 ⑨

上記で算出した所得金額⑦+⑧+⑨ = 合計 ⑩ 円

⑩ 雑所得の計算

年齢	公的年金等の収入金額A	B 公的年金等雑所得の金額 (公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額1,000万円以下※)
65歳未満 (昭和36年1月2日以降に生まれた方)	130万円未満	A－60万円
	130万円以上410万円未満	A×75%－27万5千円
	410万円以上770万円未満	A×85%－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A×95%－145万5千円
	1,000万円以上	A－195万5千円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満	A－110万円
	330万円以上410万円未満	A×75%－27万5千円
	410万円以上770万円未満	A×85%－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	A×95%－145万5千円
	1,000万円以上	A－195万5千円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

※この用紙は、ご本人の **控え** 用です。
(控えに個人番号の記入は必要ありません。)

令和8年度分 市民税・県民税 申告書

(控)	(あて先) 宇都宮市長	現住所	宇都宮市	業種・職業	業種・職業
		令和8年1月1日の住所	宇都宮市	電話番号	-
		フリガナ		生年月日	大・昭平・令
		氏名			
		個人番号		世帯主の氏名	世帯主との続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

令和7年中の状況についてご記入ください。 (住所・氏名作成税理士)	13	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	社会保険料控除				
		合計	111		
	15	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円	
		213	円 114		
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円	
		214	円 115		
		介護医療保険料の計		円	
	215				
	16	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
	118	円 117			
	17	寡婦控除	17 ☐ 寡婦控除	18 ☐ ひとり親控除	19 ☐ 勤労学生控除
	18	ひとり親控除	(☐ 死別 ☐ 生死不明)	☐ ひとり親控除	(学校名)
	19	勤労学生控除	(☐ 離婚 ☐ 未帰還)		
20	障害者控除	氏名	障害の程度	級度	
21	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	配偶者の合計所得金額	円	
22		生年月日	大・昭平・令	130	
23	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
24	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
25	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
26	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
27	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
28	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
29	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
30	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
31	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
32	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
33	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
34	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
35	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
36	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
37	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
38	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
39	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
40	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
41	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
42	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
43	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
44	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
45	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
46	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
47	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
48	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
49	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
50	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
51	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
52	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
53	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
54	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
55	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
56	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
57	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
58	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
59	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
60	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
61	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
62	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
63	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
64	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
65	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
66	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
67	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
68	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
69	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
70	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
71	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
72	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
73	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
74	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
75	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
76	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
77	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
78	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
79	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
80	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
81	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
82	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
83	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
84	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
85	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
86	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
87	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
88	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
89	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
90	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
91	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
92	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
93	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
94	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
95	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
96	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
97	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
98	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
99	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	
100	特定扶養親族	氏名	生年月日	大・昭平・令	

所得のなか った方は、裏面の16に記入のうえ、提出してください。	1	事業所得	営業等	ア	円	
	収入金額等	1	事業所得	営業等	イ	
		2	不動産所得	不動産	ウ	
		3	利子所得	利子	エ	
		4	配当所得	配当	オ	
		5	雑所得	給与	カ	007
	所得金額	6	雑所得	公的年金等	キ	010
		7	雑所得	業務	ク	
		8	雑所得	その他	ケ	
		9	雑所得	短期	コ	045
		10	雑所得	長期	サ	047
	所得金額	11	雑所得	一時	シ	049
		12	雑所得	総合譲渡・一時		
		13	雑所得	事業所得	①	030
		14	雑所得	事業所得	②	031
15		雑所得	不動産所得	③	033	
所得金額	16	雑所得	利子所得	④	034	
	17	雑所得	配当所得	⑤	035	
	18	雑所得	給与	⑥		
	19	雑所得	公的年金等	⑦		
	20	雑所得	業務	⑧	234	
所得金額	21	雑所得	その他	⑨	042	
	22	雑所得	合計	⑩	043	
	23	雑所得	総合譲渡・一時	⑪		
	24	雑所得	合計	⑫	051	
	25	雑所得	社会保険料控除	⑬		
所得から差し引かれる金額	26	所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除	⑭	112	
	27	所得から差し引かれる金額	生命保険料控除	⑮		
	28	所得から差し引かれる金額	地震保険料控除	⑯		
	29	所得から差し引かれる金額	寡婦・ひとり親控除	⑰		
	30	所得から差し引かれる金額	勤労学生・障害者控除	⑱		
所得金額	31	所得金額	配偶者(特別)控除	⑲		
	32	所得金額	扶養控除	⑳		
	33	所得金額	特定親族特別控除	㉑		
	34	所得金額	基礎控除	㉒	0,000	
	35	所得金額	⑬から㉑までの計	㉓		
所得金額	36	所得金額	雑損控除	㉔	109	
	37	所得金額	医療費控除	㉕	110	
	38	所得金額	合計	㉖	226	
	39	所得金額	合計	㉗		
	40	所得金額	合計	㉘		

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税 申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
☐ 1 給与から差引き(特別徴収)
☐ 2 自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳（令和7年1月～令和7年12月までの支払分）

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票）
のない人は記入してください。

月	日	給 動 務 目 数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
勤 務 先	所 在 地 名 称		
先	電話番号		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費	所得金額(収入－必要経費)
		・	円	円	円
		・			
国外株式等に係る外国所得税額					

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	a 収 入 金 額	b 必 要 経 費	c 所得金額(収入－必要経費)
		円	円	円

上の表a列の雑所得の種類に付けた合計金額を申告書表面の「1 収入金額等」の「ク・ケ」に、c列の合計金額を「2 所得金額」の「⑧・⑨」にそれぞれ記入してください。また、公的年金等収入がある場合は公的年金等の所得金額を合計して⑩に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	a 045 円
	長 期					b 047 円
一 時						c 049 円
d 合計 a + [(b + c) × 1/2]						

右上のaの金額を表面の「コ」に、bの金額を表面の「サ」に、cの金額を表面の「シ」に記入してください。右のdの金額を表面の「⑪」の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	個 人 番 号	従事月数	専従者給与(控除)額
	大昭・平	・			円
	大昭・平	・			
	大昭・平	・			
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり ・ 承認なし	合計額	

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	個 人 番 号	住 所

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
☐ 他都道府県の事務所等		

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続 柄	生 年 月 日	大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
氏 名						
個人番号						

15 寄附金に関する事項（*領収書を添付してください）

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	467	円
住所地の共同募金会、日赤支部等(特例控除対象以外)	120	
条例指定分	栃木県	466
	宇都宮市	465

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書」を提出してください。

17 家屋敷課税 ☐（該当する場合は、Vチェック）

配偶者・扶養者に市県民税の均等割が課税になります。
〔条件〕宇都宮市内に自分または家族が住むための住居（借家も含みます）があり、宇都宮市以外の市区町村で住民税が課税（または国外に居住）されている。

（参 考 記 事 欄）

本人	代理	同時申告	年度
マ・免・手・保	控交付		課
()	要証明		へ提出
個人番号	確指指導(納・還)	受付者()	

16 令和7年中に所得のなかった方の記入欄

※ 該当する番号を○で囲んで記入してください。

- 次の人の扶養又は援助を受けていた。（「市外(または国外)居住者の配偶者・扶養者」は「17」へ住所氏名 生年月日 大昭・平 ・ ・ あなたとの続柄
- 障害年金を受けていた。年間受給金額 円
- 遺族年金を受けていた。年間受給金額 円
- 雇用保険・労災保険等を受けていた。受給期間 年 月から 年 月
- () 手当等を受けていた。
- 貯蓄により生計を立てていた。
- 学生であった。学校名 学年

4 ページのつづき

(★)⑥で計算した給与所得と⑦で計算した公的年金等に係る雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、下表にあてはめて計算してください。

F	⑥で計算した給与所得	(最高10万円)	円	I	H-10万円	円
G	⑦で計算した年金所得	(最高10万円)	円	J	(⑥で計算したB)-I、または (⑥で計算したE)-I	円
H	F+G		円	※申告書の「2所得金額」の⑥に「J」の金額を転記してください。		

⑪ 総合譲渡・一時所得の計算

区 分	収入金額	必要経費	差引金額(収入-必要経費)	特別控除	所得金額(差引金額-特別控除)
総合譲渡	円	円	円	円	a 円
長期					b
一時				50万円(限度)	c
合計 a+[(b+c)×1/2]					d

- ・短期譲渡 所有期間が5年以内の資産の譲渡
- ・長期譲渡 所有期間が5年を超える資産の譲渡
- ・譲渡所得の特別控除は短期と長期あわせて50万円が限度額です。

aの金額を「1収入金額」の□に、bの金額は△に、cの金額は◇にそれぞれ記入してください。
dの金額は「2所得金額」の⑩に記入してください。

所得控除の計算

⑮ 生命保険料控除の計算

新 契 約 平成24年1月1日以後に締結した保険契約		
A	一般生命保険料支払額	円
B	個人年金保険料支払額	円
C	介護医療保険料支払額	円
A 一般生命保険 B 個人年金保険 C 介護医療保険	A、B又はCの支払った金額	控除額の計算
	～ 12,000円	A、B又はCの金額 円
	12,001円 ～ 32,000円	A、B又はCの金額×0.5 + 6,000円
	32,001円 ～ 56,000円	A、B又はCの金額×0.25+14,000円
	56,001円 ～	28,000円

旧 契 約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約		
D	一般生命保険料支払額	円
E	個人年金保険料支払額	円
D 一般生命保険 E 個人年金保険	D又はEの支払った金額	控除額の計算
	～ 15,000円	D又はEの金額 円
	15,001円 ～ 40,000円	D又はEの金額×0.5 + 7,500円
	40,001円 ～ 70,000円	D又はEの金額×0.25+ 17,500円
	70,001円 ～	35,000円

(注) A、B、C、D、Eごとの支払った金額に対して控除額を計算してください。

区 分	一般生命保険料控除額	個人年金料控除額	介護医療保険料控除額
新 契 約 のみ	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円
旧 契 約 のみ	限度額35,000円 円	限度額35,000円 円	
新旧契約の双方	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円	

一番高い控除額を下表に転記

F	円	G	円	H	円
生命保険料控除額(F+G+H) ⑮					円

- ・新契約に係る一般生命保険料控除、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除の限度額は、それぞれ2万8千円です。
- ・旧契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の限度額はそれぞれ3万5千円です。

※新契約と旧契約の双方に加入している場合の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、それぞれの計算式より計算した控除額の合計(限度額2万8千円)となります。

(注) 一般生命保険料控除額・個人年金保険料控除額・介護医療保険料控除額の合計した限度額は新・旧契約にかかわらず7万円が限度額となります。

⑳ 特定親族特別控除の計算

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円
95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円
100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円
105万円超～110万円以下	21万円		

⑯ 地震保険料控除の計算

区 分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地震保険料	～ 50,000円	支払った金額の1/2 円
	50,001円 ～	25,000円
旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払った金額 円
(平成18年12月31日までに締結されたもので、保険期間10年以上で満期返戻金があるもの)	5,001円 ～ 15,000円	支払った金額の1/2+2,500円
	15,001円 ～	10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料契約の両方がある場合		
地震保険料控除+旧長期損害保険料控除=控除限度額(25,000円) ※旧長期損害保険料契約の支払った保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方の保険料のみが対象となります。		

㉑ 配偶者控除、㉒ 配偶者特別控除の計算

		納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額58万円以下	33万円	22万円	11万円	—
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	—
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	—
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	—
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	—
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	—
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	—
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	—
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	—
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	—
	133万円超	—	—	—	—

- ・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- ・あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者」の欄にチェックを入れてください。

㉓ 雑損控除の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	総所得金額等の合計	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-5万円	円
I	FとHのいずれか多い金額	㉓ 円

㉔ 医療費控除の計算

A	令和7年中に支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B	円
D	総所得金額等の合計	円
E	D×0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C－F	円 限度額（200万円）

㉔ 医療費控除(特例)の計算（セルフメディケーション税制）

A	令和7年中に支払った特定一般医薬品等購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A－B	円
D	C－12,000円	円 限度額（88,000円）

所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ・あなたが特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%

② 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

控除額＝(給与所得(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円))－10万円

税額控除の計算

15 寄附金税額控除の計算

寄 附 金 税 額 控 除 に 該 当 す る も の	控 除 計 算
(1) 都道府県、市区町村又は特別区に対して支出した寄附金(ふるさと納税)・義援金の額 (2) あなたの住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金の額 (3) 栃木県又は宇都宮市の条例により指定された団体に対する寄附金の額 ※災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したもののなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「15 寄附金に関する事項」の「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。(所得税の控除を受ける場合には確定申告が必要になります。) ※この控除を受ける場合は必ず領収書を添付してください。	A 基本控除 ＝(寄附金と総所得金額等の30%のいずれか少ない金額－2,000円)×10% B 特例控除(市民税・県民税の所得割額の20%を限度) ＝(寄附金－2,000円)×(90%－0～45%(寄附者に適用される所得税の限界税率)×1.021) (1)の控除額＝A＋B 総務大臣より指定を受けていない都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)に係る控除額はAのみ (2)の控除額＝Aのみ (3)の控除額＝Aのみ ただし、栃木県条例にのみ指定された団体に対する寄附の場合、控除額は、 (寄附金と総所得金額等の30%のいずれか少ない金額－2,000円)×4%

令和8年度から適用される個人住民税（市民税・県民税）の主な改正点について

■給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

■各種扶養控除等に係る所得要件等の見直し

所得要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下
家内労働者等の必要経費の特例における最低保障額	65万円	55万円

■大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者等を除く。）で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合において、控除額に段階を設けて納税義務者が受けられる控除が創設されました。

控除額については、P7 控除額の計算の「㉔ 特定親族特別控除の計算」をご覧ください。